



栃木県公報

令和6(2024)年
4月5日(金)
第494号

目次

告 示

| | |
|---|-----|
| ○栃木県一般会計補正予算等 | 308 |
| ○栃木県庁舎地下駐車場の使用料の徴収事務の委託 | 309 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 | 310 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | 310 |
| ○同 | 311 |
| ○道路の区域の変更 | 311 |
| ○道路の供用開始 | 312 |
| ○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正 | 312 |
| ○同 | 313 |
| ○同 | 313 |
| ○同 | 314 |
| ○同 | 314 |
| ○同 | 315 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正 | 315 |
| ○同 | 316 |
| ○同 | 317 |
| ○同 | 317 |
| ○同 | 318 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | 318 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | 319 |
| ○同 | 319 |
| ○同 | 320 |
| ○同 | 320 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | 320 |
| ○同 | 321 |

公 告

| | |
|--------------------------|-----|
| ○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要 | 321 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要 | 321 |
| ○土地改良事業の工事完了 | 322 |
| ○基本測量の実施 | 322 |
| ○公共測量の実施 | 323 |
| ○同 | 323 |
| ○都市計画変更図書の写しの縦覧 | 323 |
| ○栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用料金の承認 | 324 |
| ○栃木県立なす高原自然の家の利用料金の承認 | 324 |

調達等公告

| | |
|---------------|-----|
| ○入札公告(特定調達公告) | 325 |
|---------------|-----|

告 示

栃木県告示第216号

令和5年度栃木県一般会計補正予算(第6号)については、令和6(2024)年3月28日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

令和5年度栃木県一般会計補正予算(第6号)

今回の補正予算は、地方交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うとともに、県債管理基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、73億9,800万円の減額となり、既定予算が1兆17億1,085万円であったので、補正後の予算総額は、9,943億1,285万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

| 款 | 既定予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 (A+B) |
|---------------|---------------|------------|--------------|
| 1 県 税 | 260,000,000 | | 260,000,000 |
| 2 地方消費税清算金 | 99,063,000 | | 99,063,000 |
| 3 地方譲与税 | 39,497,000 | 153,482 | 39,650,482 |
| 4 地方特例交付金 | 1,358,387 | | 1,358,387 |
| 5 地方交付税 | 149,426,965 | △308,748 | 149,118,217 |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 600,000 | △185,660 | 414,340 |
| 7 分担金及び負担金 | 4,336,669 | | 4,336,669 |
| 8 使用料及び手数料 | 10,161,053 | | 10,161,053 |
| 9 国庫支出金 | 129,028,473 | △946,365 | 128,082,108 |
| 10 財産収入 | 1,575,260 | | 1,575,260 |
| 11 寄附金 | 82,957 | | 82,957 |
| 12 繰入金 | 23,275,990 | △3,752,709 | 19,523,281 |
| 13 繰越金 | 20,825,356 | | 20,825,356 |
| 14 諸収入 | 183,573,740 | | 183,573,740 |
| 15 県債 | 78,906,000 | △2,358,000 | 76,548,000 |
| 合 計 | 1,001,710,850 | △7,398,000 | 994,312,850 |

(2) 歳出

(単位 千円)

| 款 | 既定予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 (A+B) |
|-------|--------------|------------|--------------|
| 1 議会費 | 1,512,719 | △51,000 | 1,461,719 |
| 2 総務費 | 65,922,701 | △1,329,000 | 64,593,701 |
| 3 民生費 | 113,424,512 | △2,029,000 | 111,395,512 |
| 4 衛生費 | 73,903,839 | △508,000 | 73,395,839 |

| | | | | |
|----|--------|---------------|------------|-------------|
| 5 | 労働費 | 1,789,592 | △8,000 | 1,781,592 |
| 6 | 農林水産業費 | 43,201,718 | △184,000 | 43,017,718 |
| 7 | 商工費 | 176,324,301 | △1,539,000 | 174,785,301 |
| 8 | 土木費 | 107,724,135 | △21,000 | 107,703,135 |
| 9 | 警察費 | 44,149,840 | △269,000 | 43,880,840 |
| 10 | 教育費 | 176,474,216 | △1,202,000 | 175,272,216 |
| 11 | 災害復旧費 | 1,304,871 | △104,000 | 1,200,871 |
| 12 | 公債費 | 94,335,256 | △100,000 | 94,235,256 |
| 13 | 諸支出金 | 101,143,150 | | 101,143,150 |
| 14 | 予備費 | 500,000 | △54,000 | 446,000 |
| | 合計 | 1,001,710,850 | △7,398,000 | 994,312,850 |

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

| 区分 | 既定予算額 (A) | 補正額 (B) | 補正後 (A+B) |
|------------|---------------|------------|--------------|
| 1 職員費 | 193,850,519 | △1,484,000 | 192,366,519 |
| 2 公共事業費 | 85,323,946 | △108,000 | 85,215,946 |
| 3 建設事業費 | 62,134,853 | △326,000 | 61,808,853 |
| 4 公債償還費 | 94,335,256 | △100,000 | 94,235,256 |
| 5 主要義務費 | 130,500,004 | △1,290,000 | 129,210,004 |
| 6 税交付金等 | 101,143,150 | 0 | 101,143,150 |
| 7 一般行政費 | 134,762,568 | △2,377,000 | 132,385,568 |
| 8 受託事務費 | 790,011 | 0 | 790,011 |
| 9 県単補助金 | 24,305,660 | △1,609,000 | 22,696,660 |
| 10 県単貸付金 | 166,981,470 | 0 | 166,981,470 |
| 11 災害復旧費 | 1,187,074 | △104,000 | 1,083,074 |
| 12 直轄事業負担金 | 6,396,339 | 0 | 6,396,339 |
| 合計 | 1,001,710,850 | △7,398,000 | 994,312,850 |

(財政課)

栃木県告示第217号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により令和6(2024)年4月1日付けで次のとおり栃木県庁舎地下駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

- 委託事務の内容
栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）第3条に規定する使用料の徴収事務
- 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - 主たる事務所の所在地
宇都宮市岩曾町1333番地
 - 名称
環境整備株式会社
- 委託期間
令和6（2024）年4月1日から令和9（2027）3月31日まで

(管財課)

栃木県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指 定 年 月 日 | 自立支援 医療の種類 |
|--------------|-----------|------------------------------|------------------------|----------------|
| コスモス調剤薬局 千渡店 | 鹿沼市千渡1099 | 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 | 令和6 (2024)年 4月1日 | 育成医療及び 更生医療 |

2 指定訪問看護事業者等

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指 定 年 月 日 | 自立支援 医療の種類 |
|----------------------|--------------------------------|-----------------------------|--------------------|----------------|
| アットホーム訪問看護リハビリステーション | 芳賀郡市貝町赤羽 3647-1 | 株式会社オガワ 代表取締役 小川 壽夫 | 令和6（2024）年 4月1日 | 育成医療及び 更生医療 |
| ゆうき訪問看護ステーション | 足利市栄町2-3372-1 | 株式会社ねこの杜 代表取締役 田米開 裕樹 | 令和6（2024）年 4月1日 | 育成医療及び 更生医療 |
| 訪問看護ステーションしるく | 下都賀郡壬生町落合 2-2-1 パークサイドC108号 | 株式会社しるく 代表取締役 深澤 亮 | 令和6（2024）年 4月1日 | 育成医療及び 更生医療 |

(障害福祉課)

栃木県告示第219号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 事業名 | 縦覧期間 | 審査請求期限 | 所轄農業振興事務所 |
|--------------------|--------------------------|-----------------|-----------|
| 県営倉骨地区土地改良(区画整理)事業 | 令和6(2024)年4月8日から同年5月8日まで | 令和6(2024)年5月23日 | 那須農業振興事務所 |

栃木県告示第220号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 事業名 | 縦覧期間 | 審査請求期限 | 所轄農業振興事務所 |
|----------------------|--------------------------|-----------------|-----------|
| 県営百頭・県地区土地改良(区画整理)事業 | 令和6(2024)年4月8日から同年5月8日まで | 令和6(2024)年5月23日 | 安足農業振興事務所 |

(農地整備課)

栃木県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年4月5日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------|--------|---|-----------------|--------------|----|
| | 前 | 栃木市西方町元字水無2357から 栃木市都賀町富張字越路1115-2まで | 11.1~26.6 | 695.1 | |
| | 後 | 栃木市西方町元字水無2357から 栃木市都賀町富張字越路1115-2まで | 11.1~30.4 | 695.1 | |

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 熊田喜連川線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------|--------|-------------------|-----------------|--------------|----|
| | 前 | 那須烏山市三箇字塙1374-2から | | | |

| | | | | | |
|-----|---|--|-----------|--------|--|
| 222 | | 那須烏山市三箇字將軍道2074-2まで | 7.9～16.8 | 1580.0 | |
| | 後 | 那須烏山市三箇字塙1374-2から 那須烏山市三箇字將軍道2074-2まで | 10.8～16.8 | 1580.0 | |

栃木県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年4月5日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 整理番号 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|------|----------------|---|--------------------|
| 66 | 一般国道293号 | 栃木市西方町元字水無2357から 栃木市都賀町富張字越路1115-2まで | 令和6（2024）年 4月5日 |
| | 主要地方道 今市氏家線 | 塩谷郡塩谷町大字大宮425-1から 塩谷郡塩谷町大字大宮359-1まで | 令和6（2024）年 4月5日 |

（道路保全課）

栃木県告示第223号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第233号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|-------|---------------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 略 | | | 略 | | |
| 宇都宮市塙田一丁目201-I-005 | 略 | 略 | 宇都宮市塙田一丁目201-I-005 | 略 | 略 |
| | | | 宇都宮市上大曾201-I-007 | 別紙図面のとおり。（図面省略） | 急傾斜地の崩壊 |
| 略 | | | 略 | | |
| 宇都宮市横山町201-I-025 | 略 | 略 | 宇都宮市横山町201-I-025 | 略 | 略 |
| | | | 宇都宮市横山町201-I-026 | 別紙図面のとおり。（図面省略） | 急傾斜地の崩壊 |
| 略 | | | 略 | | |
| 宇都宮市徳次 | 略 | 略 | 宇都宮市徳次 | 略 | 略 |

| | | | | |
|------------|--|------------------|-----------------|-----|
| 郎町J1111-04 | | 郎町J1111-04 | | |
| | | 宇都宮市下小池町J1112-02 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |
| 略 | | 略 | | |

栃木県告示第224号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第728号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|----------------|-------|---------------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 略 | | | 略 | | |
| 栃木市西方町真名子J2203 | 略 | 略 | 栃木市西方町真名子J2203 | 略 | 略 |
| | | | 栃木市西方町本城J2206-5 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |

栃木県告示第225号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第213号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------|-------|---------------------|--------------|-----------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 略 | | | 略 | | |
| 栃木市平井町I51003 | 略 | 略 | 栃木市平井町I51003 | 略 | 略 |
| | | | 栃木市平井町I51004 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |
| 略 | | | 略 | | |

栃木県告示第226号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成20年栃木県告示第98号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|-------|---------------------|------------------------|------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 略 | | | 略 | | |
| 鹿沼市加園 205-I-007 | 略 | 略 | 鹿沼市加園 205-I-007 | 略 | 略 |
| | | | 鹿沼市上南 摩町205-I-009 | <u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u> | <u>急傾斜地の崩壊</u> |
| 略 | | | 略 | | |
| 鹿沼市上久我 2115 | 略 | 略 | 鹿沼市上久我 2115 | 略 | 略 |
| | | | <u>鹿沼市上久我 2116</u> | <u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u> | <u>土石流</u> |
| 略 | | | 略 | | |
| 鹿沼市板荷 2157 | 略 | 略 | 鹿沼市板荷 2157 | 略 | 略 |
| | | | <u>鹿沼市板荷 2158</u> | <u>別紙図面のとおり。(図面省略)</u> | <u>土石流</u> |
| 略 | | | 略 | | |

栃木県告示第227号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成20年栃木県告示第685号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------|-------|---------------------|-------|-------|---------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 略 | | | 略 | | |

| | | | | | |
|-------------------|---|---|-------------------|-------------------------|-----|
| 那珂川町馬頭 I 83010 | 略 | 略 | 那珂川町馬頭 I 83010 | 略 | 略 |
| | | | 那珂川町馬頭 I 83011 | 別紙図面のと おり。(図面 省略) | 土石流 |
| 略 | | | 略 | | |

栃木県告示第228号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成23年栃木県告示第175号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------|-------|---------------------|---------------------|-------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 略 | | | 略 | | |
| 宇都宮市大谷町201-Ⅱ-046 | 略 | 略 | 宇都宮市大谷町201-Ⅱ-046 | 略 | 略 |
| | | | 宇都宮市星ヶ丘二丁目201-Ⅱ-047 | 別紙図面のと おり。(図面 省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 略 | | | 略 | | |

栃木県告示第229号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第234号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------------|-------|---------------------|------------------------|--------------------|-------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 宇都宮市塙田一丁目201-I-005 | 略 | 略 | 略 | 宇都宮市塙田一丁目201-I-005 | 略 | 略 | 略 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|---|--------------------------|-----------------------------|-------------|-----------------------------|
| | | | | 宇都宮市上 大曾201-I- 007 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) | 急傾斜地の 崩壊 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 宇都宮市横 山町201-I- 025 | 略 | 略 | 略 | 宇都宮市横 山町201-I- 025 | 略 | 略 | 略 |
| | | | | 宇都宮市横 山町201-I- 026 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) | 急傾斜地の 崩壊 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 宇都宮市徳 次郎町J1111- 04 | 略 | 略 | 略 | 宇都宮市徳次 郎町J1111-04 | 略 | 略 | 略 |
| | | | | 宇都宮市下 小池町J1112- 02 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) | 土石流 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) |
| 略 | | | | 略 | | | |

栃木県告示第230号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第729号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------------|-----------|---------------------------------|--|---------------------|-----------------------------|---------------------------------|--|
| 区域の名称 | 指定の 区域 | 土砂災害の 発生原因 となる自然 現象の種類 | 建築物に 作用する と想定さ れる衝撃 に関する 事項 | 区域の名称 | 指定の 区域 | 土砂災害の 発生原因 となる自然 現象の種類 | 建築物に 作用する と想定さ れる衝撃 に関する 事項 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 栃木市西方町 真名子2202 | 略 | 略 | 略 | 栃木市西方町 真名子2202 | 略 | 略 | 略 |
| | | | | 栃木市西方町 本城J2206-5 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) | 土石流 | 別紙図面 のとお り。(図 面省略) |

栃木県告示第231号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第217号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------------|-------|---------------------|------------------------|-------------------|--|---------------------|--|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 栃木市平井町 I 51003 | 略 | 略 | 略 | 栃木市平井町 I 51003 | 略 | 略 | 略 |
| | | | | 栃木市平井町 I 51004 | <u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図</u> <u>面省略)</u> | <u>土石流</u> | <u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図</u> <u>面省略)</u> |

栃木県告示第232号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成20年栃木県告示第100号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------------|-------|---------------------|------------------------|--------------------------|--|---------------------|--|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鹿沼市加園 205-I-007 | 略 | 略 | 略 | 鹿沼市加園 205-I-007 | 略 | 略 | 略 |
| | | | | 鹿沼市上南 摩町205-I- 009 | <u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図</u> <u>面省略)</u> | <u>急傾斜地の崩壊</u> | <u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図</u> <u>面省略)</u> |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鹿沼市上久我 | 略 | 略 | 略 | 鹿沼市上久我 | 略 | 略 | 略 |

| | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|------------------------------|---|------------|---|
| 2115 | | | | 2115 | | | |
| | | | | <u>鹿沼市上久我</u> <u>2116</u> | <u>別紙図面</u> <u>のとおり。</u> <u>(図</u> <u>面省略)</u> | <u>土石流</u> | <u>別紙図面</u> <u>のとおり。</u> <u>(図</u> <u>面省略)</u> |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鹿沼市板荷 2157 | 略 | 略 | 略 | 鹿沼市板荷 2157 | 略 | 略 | 略 |
| | | | | <u>鹿沼市板荷</u> <u>2158</u> | <u>別紙図面</u> <u>のとおり。</u> <u>(図</u> <u>面省略)</u> | <u>土石流</u> | <u>別紙図面</u> <u>のとおり。</u> <u>(図</u> <u>面省略)</u> |
| 略 | | | | 略 | | | |

栃木県告示第233号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成20年栃木県告示第686号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------------|-------|---------------------|------------------------|---------------------------------|---|---------------------|---|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 那珂川町馬頭 I 83010 | 略 | 略 | 略 | 那珂川町馬頭 I 83010 | 略 | 略 | 略 |
| | | | | <u>那珂川町馬頭</u> <u>I 83011</u> | <u>別紙図面</u> <u>のとおり。</u> <u>(図</u> <u>面省略)</u> | <u>土石流</u> | <u>別紙図面</u> <u>のとおり。</u> <u>(図</u> <u>面省略)</u> |
| 略 | | | | 略 | | | |

栃木県告示第234号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県日光土木事務所において縦覧に供する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 所野D

2 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 市町村名 | 町村名 | 字名 | 地番 | 標柱番号 |
|------|-----|----|--------|------|
| 日光市 | | 所野 | 1215番 | 1号 |
| 同 | | 同 | 1227番6 | 2号 |
| 同 | | 同 | 1229番 | 3号 |
| 同 | | 同 | 1231番1 | 4号 |
| 同 | | 同 | 1106番1 | 5号 |
| 同 | | 同 | 1140番1 | 6号 |
| 同 | | 同 | 1141番1 | 7号 |
| 同 | | 同 | 1143番 | 8号 |
| 同 | | 同 | 1162番 | 9号 |
| 同 | | 同 | 1122番1 | 10号 |
| 同 | | 同 | 1213番1 | 11号 |

栃木県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-----------------|---------------------|
| 宇都宮市上大曾町201-I-007 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇都宮市横山町201-I-026 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇都宮市八幡台201-I-1027 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇都宮市八幡台201-I-1028 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇都宮市星が丘二丁目201-II-047 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇都宮市下小池町J1112-02 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |

栃木県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県栃木土木事務所及び栃木市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|-----------------|---------------------|
| 栃木市平井町 I 51004 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |
| 栃木市西方町本城 J 2206-5 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |

栃木県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県鹿沼土木事務所及び鹿沼市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------|-----------------|---------------------|
| 鹿沼市上南摩町 205-I-009 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿沼市上粕尾 322-III-018 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿沼市上久我 2116 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |
| 鹿沼市板荷 2158 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |
| 鹿沼市上粕尾 III B 2010 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |

栃木県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県烏山土木事務所及び那珂川町役場において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------|-----------------|---------------------|
| 那珂川町馬頭 I 83011 | 別紙図面のとおり。(図面省略) | 土石流 |

栃木県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|-----------|---------------------|------------------------|
| 宇都宮市上大曾町 201-I-007 | 別紙図面のとおり。 | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおり。 |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------|---------------------|
| | (図面省略) | | (図面省略) |
| 宇都宮市横山町201-I-026 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) |
| 宇都宮市八幡台201-I-1027 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) |
| 宇都宮市八幡台201-I-1028 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) |

栃木県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県鹿沼土木事務所及び鹿沼市役所において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 鹿沼市上南摩町205-I-009 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) |
| 鹿沼市上粕尾322-III-018 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) |
| 鹿沼市上粕尾III B 2010 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) | 土石流 | 別紙図面のとおり。 (図面省略) |

(砂防水資源課)

公 告**○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和6(2024)年5月7日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
かましん市貝店
芳賀郡市貝町上根1462番地1 外
- 法第8条第1項の規定による意見の概要

| 市町村名 | 意見の概要 |
|------|-------|
| 市貝町 | 意見なし |

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小

売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和6(2024)年5月7日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
かましん市貝店
芳賀郡市貝町上根1462番地1 外
- 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

(経営支援課)

○土地改良事業の工事完了

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

| 事業主体名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-------------------|-------------------------|-----------------|
| 中谷土地改良事業 共同施行体 | 中谷地区土地改良(農業用排水施設)事業共同施行 | 令和6(2024)年3月22日 |

(農地整備課)

○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地院院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

I

- 作業種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 作業地域
栃木県全域
- 作業期間
令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)3月31日まで

II

- 作業種類
基本測量(空中写真撮影)
当該地域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、数値写真を作成する。
- 作業地域
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、塩谷町
- 作業期間
令和6(2024)年4月19日から令和7(2025)3月31日まで

III

- 作業種類
基本測量(電子基準点測量)
- 作業地域
宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、茂木

町、塩谷町、那須町

3 作業期間

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)3月31日まで

IV

1 作業種類

基本測量(火山土地条件図作成)

2 作業地域

日光市

3 作業期間

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)3月31日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上都賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

I

1 作業種類

公共測量(TSによる細部測量)

2 作業地域

鹿沼市千渡、白桑田、深津地内

3 作業期間

令和5(2023)年12月1日から令和6(2024)年3月11日まで

II

1 作業種類

公共測量(TSによる細部測量)

2 作業地域

日光市薄井沢

3 作業期間

令和5(2023)年12月1日から令和6(2024)年3月18日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、渡良瀬川河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(航空レーザー測量)

2 作業地域

渡良瀬川河川事務所足尾管内

3 作業期間

令和6(2024)年2月14日から同年9月30日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

矢板市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和6（2024）年3月14日に変更した、矢板都市計画地区計画（矢板南産業団地地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県知事 福田 富一
(都市政策課)

○栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用料金の承認

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例（平成4年栃木県条例第5号）第9条第2項後段の規定により利用料金を承認したので、栃木県立とちぎ海浜自然の家管理規則（平成4年栃木県教育委員会規則第11号）第11条の規定により公告する。

令和6（2024）年4月5日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

| 区 分 | | 単 位 | 中学校生徒以下の者 | 高校生等 | その他の者 |
|-----------|----------|-------------|-----------|--------|--------|
| 宿泊を伴う利用 | 県内に居住する者 | 生活館宿泊室及びロッジ | 350円 | 1,250円 | 3,000円 |
| | | テント（持込み） | 200円 | 300円 | 400円 |
| | 県外に居住する者 | 生活館宿泊室及びロッジ | 700円 | 2,500円 | 5,000円 |
| | | テント（持込み） | 400円 | 600円 | 800円 |
| 宿泊を伴わない利用 | 県内に居住する者 | 1人 | 100円 | 200円 | 400円 |
| | 県外に居住する者 | 1日 | 200円 | 300円 | 500円 |
| プールの利用 | 県内に居住する者 | 1人 | 100円 | 200円 | 400円 |
| | 県外に居住する者 | 2時間 | 200円 | 300円 | 500円 |

備考

- 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。
- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動として海浜自然の家を利用する場合の当該者の宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金は、無料とする。
- 宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金には、プールの利用に係る利用料金を含まない。

○栃木県立なす高原自然の家の利用料金の承認

栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例（平成15年栃木県条例第52号）第10条第2項後段の規定により利用料金を承認したので、栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例施行規則（平成16年栃木県教育委員会規則第1号）第7条の規定により公告する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

1 宿泊棟

| 利用者 | 区分 | 利用料金(1人1泊につき) |
|----------|-----------|---------------|
| 県内に居住する者 | 中学校生徒以下の者 | 500円 |
| | 高校生等 | 1,000円 |
| | その他の者 | 2,500円 |
| 県外に居住する者 | 中学校生徒以下の者 | 1,000円 |
| | 高校生等 | 2,000円 |
| | その他の者 | 5,000円 |

備考

- 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。
- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動とせず高原自然の家を利用する場合の当該者に係る宿泊棟の利用料金は、無料とする。

2 研修室等

| 区分 | 利用料金 | | |
|-------|----------------|------------------|------------------|
| | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時まで |
| 大研修室 | 4,930円 | 6,580円 | 4,930円 |
| 中研修室 | 1 | 1,850円 | 2,460円 |
| | 2 | 1,850円 | 2,460円 |
| 小研修室 | 1 | 1,230円 | 1,640円 |
| | 2 | 1,230円 | 1,640円 |
| | 3 | 1,230円 | 1,640円 |
| 体育館 | 2,050円 | 2,570円 | 2,050円 |
| 体験プラザ | 2,050円 | 2,570円 | 2,050円 |

備考

- 保育所又は幼保連携型認定こども園における保育の一環として行う事業並びに学校教育活動として行う事業及び教育委員会が主催する事業に係る研修室等の利用料金は、無料とする。
- 宿泊棟を利用する者に係る研修室等の利用料金は、無料とする。

(生涯学習課)

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6(2024)年4月5日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 栃木県手数料等収納に係るキャッシュレス決済端末導入及び指定納付受託業務

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約日から令和10(2028)年3月31日(金)

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 履行場所 別紙1「設置場所一覧」のとおり

(5) 本業務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う業務である。

(6) 本業務は、単独企業と共同企業体との混合入札による。ただし、単独企業または共同企業体いずれかの参加に限る。

また、共同企業体の構成員は、本入札において他の共同企業体の構成員となることはできない。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「N通信、情報処理」小分類「1通信サービス」、大分類「N通信、情報処理」小分類「2情報関連サービス」、大分類「Pその他のサービス」小分類「6その他」の入札参加資格のいずれかを有するものと決定されたものであること。

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県会計局会計管理課業務改革担当 電話028-623-3008

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和6(2024)年4月5日(金)から同月24日(水)まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和6(2024)年5月16日(木)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に郵送(書留郵便。指定期日必着とする。)又は持参により同期限までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和6(2024)年5月27日(月)午前10時 栃木県会計局会計管理課

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

ア 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、単年度の金額ではなく、契約期間全体の金額で記載すること。

イ 積算内訳書

入札書に添付すること。なお、様式は任意とする。年度ごとの内訳が分かるように記載すること。

ウ 決済手数料の積算根拠

入札金額のうち、決済手数料については以下の金額を参考に見積もること。なお、「クレジットカード及びデビットカード」「電子マネー」「コード決済」それぞれの決済見込額は同額とする。

| 年度 | 見込件数(3分の1の件数) | 見込金額(3分の1の金額) |
|-----|---------------------|-------------------------------|
| 令和6 | 5,058件 (1,686件) | 9,949,086円 (3,316,362円) |
| 令和7 | 343,865件 (114,621件) | 676,382,455円 (225,460,818円) |
| 令和8 | 515,797件 (171,932件) | 1,014,572,699円 (338,190,899円) |
| 令和9 | 687,730件 (229,243件) | 1,352,764,910円 (450,921,636円) |

- (6) 提出された入札書は、引き換え、変更又は取消しを認めないものとする。
- (7) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。
 なお、提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合には、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 評価項目算定資料の提出
 入札者は、価格以外の評価を行うために、令和6(2024)年5月17日(金)午後4時まで以下資料を提出すること。
 ただし、ア～エについては必ず提出し、オ～キについては該当がある場合は提出すること。
 複数のシステムで構成する場合は、イにおいて構成するシステムについて記載し、エについては写しに該当するシステムを別記し、キについては該当があるものはそれぞれ作成すること。
- ア 別記様式2(評価項目算定資料一覧表)
- イ 仕様書(様式は任意)
- ウ 別記様式3(運用経費算定表)
- エ ISO27001、IEC27001、JISQ27001又は同等以上の規格の認定証等の写し
- オ 情報処理試験(プロジェクトマネージャー)合格証の写し
- カ 実務経験者証明書類(国・地方公共団体への5年以内のシステム導入に係る契約書の写し、当該契約の実施体制が分かる書類の写し)
- キ 別記様式4(導入実績等調書)、契約書等の写し
- (9) 提出された評価項目算定資料は、引き換え、変更または取消しを認めないものとする。

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を令和6(2024)年4月24日(水)までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムとの分割はできないものとする。
 - イ 共同企業体は、競争参加資格確認申請書と併せて、共同企業体入札参加資格審査申請書、共同企業体協定書の写し及び委任状を提出すること。
 - ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。
 なお、提出された書類等については、返却しない。
- (4) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書等について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和6(2024)年4月25日(木)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(6) 落札者決定基準

ア 落札者は、価格点と評価点を合計した総合評価点が最も高い者について決定する。

イ 上記において、総合評価点の最も高い者が2社以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 価格点及び評価点の配点は次のとおりとする。

(ア) 価格点 50点

(イ) 価格以外の評価点 150点

エ 価格点は次のとおり算定する。

価格点 = $50 \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$ 【小数点第3位以下四捨五入】

オ 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料(添付資料を含む。)により、評価項目算定資料の提出日(以下「評価基準日」という。)現在において、別紙「価格以外の評価点評価項目・評価基準」に基づいて算定した評価点の合計とする。

カ 価格以外の評価点について、「必須」と記載のある項目について、基準を満たさないものがある場合は、落札決定の対象としない。

キ 複数のシステムにより構成する場合は、構成するシステムの合計点をシステム数で除して算出した平均点を加点する。【小数点第3位以下四捨五入】

ただし、運用維持費等の項目については上記によらず、別紙「価格以外の評価点評価項目・評価基準」に記載されている計算式のとおり算出する。

また、実施スケジュール及び実施体制については各システムで作成せず、本業務委託全体の計画を示すこと。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約締結方法

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加資格等の基準

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

詳細は入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Implementation of Cashless Payment Terminal and Management of Cashless

Payment Operations for Receiving Application fee to Tochigi: 1 set

(2) Time-limit for tender:

4:00PM, May 16, 2024

- (3) Information is available at: Tochigi Prefectural Main Office
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
Work Restructuring section
Management and Accounting Division,
Accounting Bureau,
Tochigi Prefecture
TEL 028-623-3008

(会計局会計管理課)